

# あま市

## 緑の基本計画

2022—2032

(案)

歴史と文化をささえ 地域と人をいかす  
水と緑の都市づくり



令和4年3月

# 1. 緑の基本計画の位置づけと役割

## 〈緑の基本計画とは〉

あま市緑の基本計画（以下、「本計画」という。）とは、都市緑地法第4条に規定される「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、「第2次あま市総合計画」や「あま市都市計画マスタープラン」、愛知県が定める「愛知県広域緑地計画」に即して定めるものです。

本計画は、あま市（以下、「本市」という。）の緑に関する社会情勢の変化に柔軟に対応した、緑の都市づくりの指針として定めるものです。

## 〈目標年次と対象区域〉

### ■ 目標年次



■ 対象区域：本市全域（都市計画区域）約 2,749ha

## 〈対象とする緑〉

本計画では、公園や緑地、街路樹、広場等のオープンスペース、河川等の水辺空間、学校等の公共施設の緑地、社寺林や農地等の民有緑地等、都市の緑に関する空間全体を「緑」として扱います。

### 本計画で対象とする緑

公園や緑地、街路樹、広場等のオープンスペース



森ヶ丘公園



リバーサイドガーデン

河川等の水辺空間



蟹江川

学校等の公共施設の緑地



甚目寺東小学校

社寺林や農地等の民有緑地



社寺林：八劔社



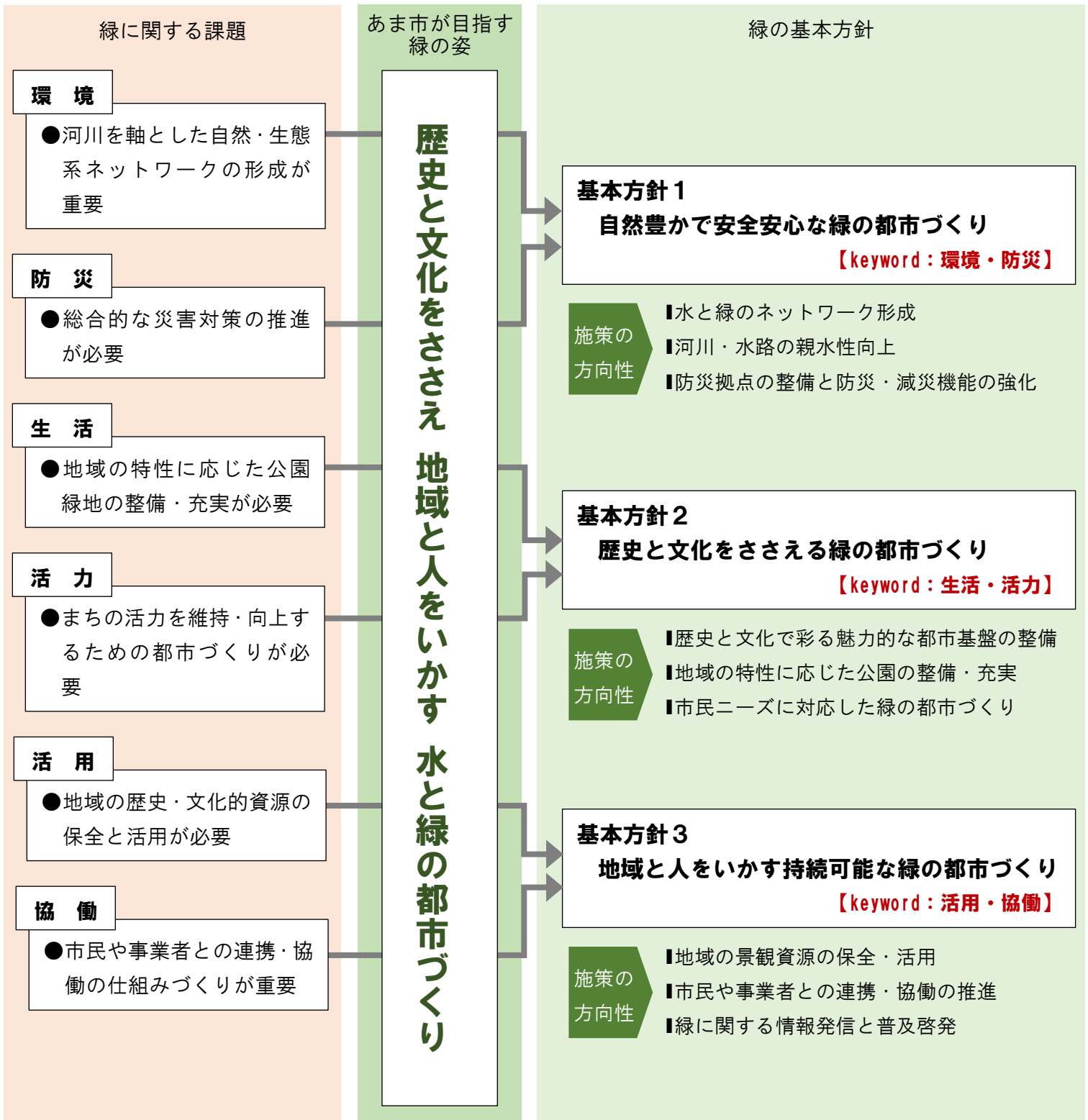
農地

## 2. あま市が目指す緑の将来像

### 〈あま市が目指す緑の姿と基本方針〉

本市の緑の特性を活かし、地域の歴史、文化とともに次世代へつなげるため、市民との協働により、水と緑の都市づくりを進めていきます。





この基本的な考え方のもと、本市が目指す緑の姿を『**歴史と文化をささえ 地域と人をいかす 水と緑の都市づくり**』と設定するとともに、その実現のため、緑に関する課題を踏まえ、本計画の基本方針を3つの視点に基づいて策定します。









## 〈緑の将来像図〉

### 緑の構成要素




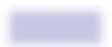
#### 基本方針1 自然豊かで安全安心な緑の都市づくり

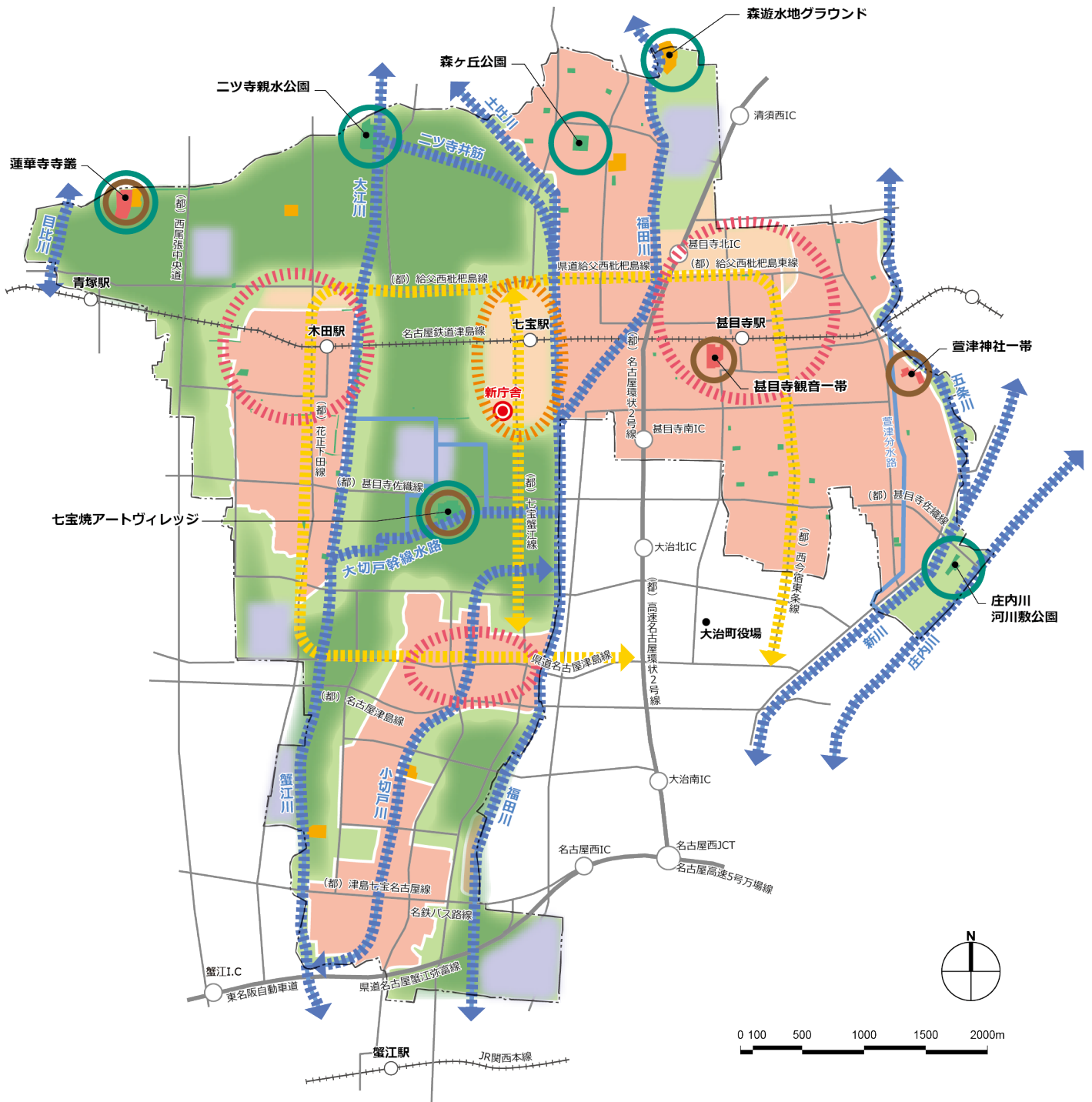
緑の軸	 グリーンベルト（農地の保全）	市街地周辺の農地の緑
	 親水環境軸（水の軸）	緑の拠点を結び、動植物の生息地や移動経路となる河川の緑
緑の拠点	 緑の拠点	市民の休息やレクリエーション活動を支える緑の拠点（蓮華寺寺叢（じそう）や二ツ寺親水公園、森ヶ丘公園等）
	 防災・交流拠点	市域全体の安全安心と地域活力の創造を支え、居住環境の向上に資する地域拠点（新庁舎及び七宝駅周辺）

#### 基本方針2 歴史と文化をささえる緑の都市づくり

緑の軸	 生活交流軸（道の軸）	市街地間を連絡し日常生活を支える主要幹線沿道
緑の拠点	 歴史・文化拠点	地域の歴史や文化を象徴する緑の拠点（七宝焼アートヴィレッジ一帯、蓮華寺寺叢（じそう）、萱津神社一帯、甚目寺観音一帯）
	 街なか居住拠点	多くの人が集い交流するまちの顔づくりと合わせ、居心地が良く歩きたくなる緑豊かな都市づくりを牽引する場
	  	レクリエーションや防災等、多様な機能の拠点となる都市施設緑地

#### 基本方針3 地域と人をいかす持続可能な緑の都市づくり

緑のゾーン	 市街地ゾーン	住宅地としての良好な環境、商業地としての買い物に便利な環境、工業地としての働きやすい環境等を備えた日常生活・都市活動を支える地域
	 市街化検討ゾーン	街なか居住拠点、防災・交流拠点、産業拠点周辺の、将来の市街化検討を行う地域
	 農住・自然ゾーン	集落と農地・自然環境が共生し、良好な住環境や生産環境、景観等を支える地域 駅周辺という恵まれた環境を活かした居住環境の向上を図る地域（新庁舎及び七宝駅周辺のみ）
	 既存工業地・産業誘導候補地	交通の利便性等を活かし、既存工業地の維持、及び工場や流通業務施設の新規集積の一体的な誘導を図りつつ、周囲に広がる農地等の自然と調和した緑化を推進する地域



凡例

- |  |                |  |         |  |               |
|--|----------------|--|---------|--|---------------|
|  | グリーンベルト（農地の保全） |  | 街なか居住拠点 |  | 市街地ゾーン        |
|  | 親水環境軸（水の軸）     |  | 防災・交流拠点 |  | 市街化検討ゾーン      |
|  | 生活交流軸（道の軸）     |  | 主な公園緑地  |  | 農住・自然ゾーン      |
|  | 緑の拠点           |  | 公共施設緑地  |  | 既存工業地・産業誘導候補地 |
|  | 歴史・文化拠点        |  | 寺社境内地   |  | 主な水路          |

緑の将来像図

## 〈緑の目標値〉

緑の基本方針を踏まえ、あま市の目指すべき緑の目標値を3つ設定します。これらの目標値の向上を図ることで緑の基本方針、将来像の実現を目指します。

### 目標値：緑の満足度（不満と感じる方の割合）

公園や緑地、街路樹等の身近な緑の充実や、水と緑のネットワークの形成等により、市民意識調査の緑の満足度に関し、不満とを感じる回答者の割合の減少を目指します。

現状値 【令和2（2020）年】	目標値 【令和14（2032）年】
25.3%	15%

### 目標値：緑地の割合

都市公園や寺社境内地等の緑（施設緑地）や、生産緑地地区、農業振興地域農用地区域、愛知県自然環境保全地域等の緑（地域制緑地）の保全に努め、市域面積に対する緑の割合の現状維持を目指します。

現状値 【令和2（2020）年】	目標値 【令和14（2032）年】
23.3%	概ね23%（現状維持）

### 目標値：市民一人あたり都市公園等面積

都市公園や公共施設緑地の整備、維持等により、市民一人あたりの都市公園等面積（都市公園面積＋公共施設緑地面積）の増加を目指します。

現状値 【令和2（2020）年】	目標値 【令和14（2032）年】
7.67㎡/人	約8.1㎡/人

## 〈緑の保全・創出・活用・管理の方針〉

「緑の保全」「緑の創出」「緑の活用」「緑の管理」のための方針を設定し、それぞれの方針に基づいた施策展開を図ります。

### 緑の保全

#### 「緑の保全による生態系ネットワークの形成」

- ① 骨格となる河川・拠点となる緑地の保全
- ② グリーンベルトを形成する農地の保全
- ③ 歴史と文化をささえる地域資源の保全

### 緑の創出

#### 「“都市の緑”創出による都市力の向上」

- ① 防災・減災機能を強化する緑の創出
- ② 都市の魅力を高める緑の創出
- ③ 地域特性や市民ニーズに応じた緑の創出

### 緑の活用

#### 「緑の活用による持続可能な都市づくり」

- ① 市民の暮らしの質を高める緑の活用
- ② 地域のコミュニティを醸成する緑の活用
- ③ 市民・事業者・行政の連携・協働による緑の活用

### 緑の管理

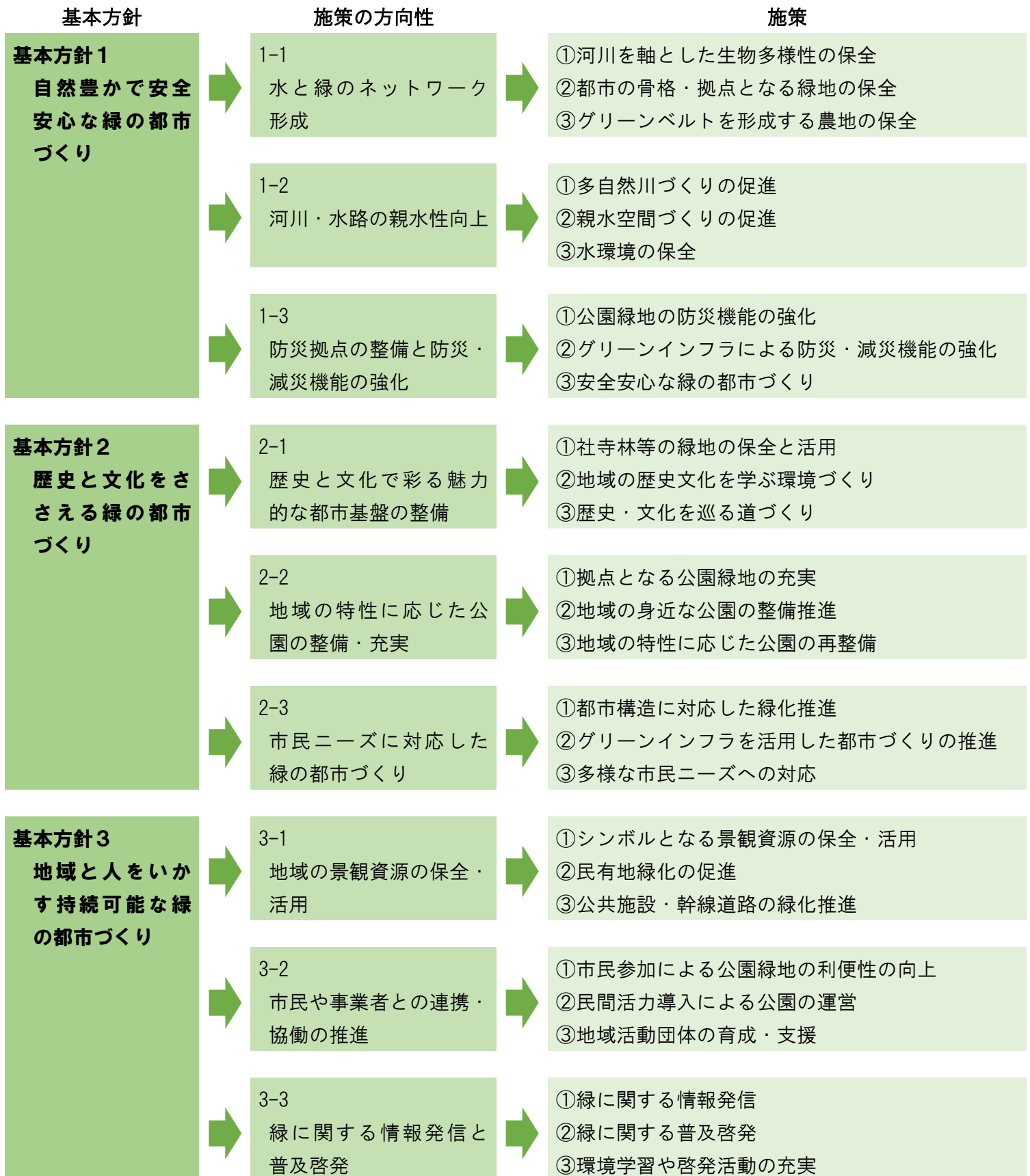
#### 「地域・人をいかに管理」

- ① 市民・事業者・行政の協働による公園緑地の管理運営
- ② 民間活力導入による公園緑地の管理運営

### 3. 緑の保全及び緑化の推進のための施策

#### 〈施策の体系〉

施策の方向性ごとに3つの施策を設定します。これらの施策を推進することで、基本方針の実現を目指します。



## 〈基本施策（主な施策内容）〉

### 基本方針1 自然豊かで安全安心な緑の都市づくり

#### 1-1 水と緑のネットワーク形成

##### ① 河川を軸とした生物多様性の保全

○河川・水路沿いの緑化推進	河川、水路沿いの水辺は、生物多様性に配慮した緑化を推進し、生態系の健全な維持を図る。	緑の創出
○生態系ネットワークの形成	市内を流れる河川や水路等の適正な維持管理、改修に努め、多様な生物が回遊することができるネットワークを形成する。	緑の保全

##### ② 都市の骨格・拠点となる緑地の保全

○骨格となる河川緑地の保全	庄内川・新川・五条川一帯は、面的な広がりを持つ河川緑地を維持し、保全を図る。	緑の保全
○蓮華寺寺叢（じそう）の保全	蓮華寺寺叢（じそう）は、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域として豊かな自然環境の保全に努める。	緑の保全

##### ③ グリーンベルトを形成する農地の保全

○農用地区域としての郊外農地の保全	郊外に広がる農地は、市街地との調和を図りながら、農用地区域として農業生産の場や洪水時の貯水機能等の維持に努める。	緑の保全
○市街化区域内農地の保全	生産緑地地区制度を活用し、街なかの貴重な緑として計画的な保全を図る。	緑の保全

#### 1-2 河川・水路の親水性向上

##### ① 多自然川づくりの促進

○多自然川づくりによる河川改修	五条川、蟹江川、福田川等は、自然環境の保全・復元に配慮した河川改修を促進する。	緑の創出
-----------------	---	------

##### ② 親水空間づくりの促進

○川辺の散策路整備	五条川、蟹江川、福田川、小切戸川、目比川等の河川や水路では、堤防道路等を活用した散策路整備を促進する。	緑の創出
○親水施設整備	五条川、蟹江川、福田川、小切戸川、目比川等の散策路整備に合わせて、川に近づくことのできる階段や水辺広場等の設置を促進する。	緑の創出

##### ③ 水環境の保全

○公共下水道の整備推進	公共下水道の整備を推進し、河川や水路の水質改善を図る。	緑の創出
○雨水貯留・浸透施設の設置	公園や散策路、歩道等の整備・改修の際に、雨水貯留・浸透機能を有する浸透側溝や保水性舗装等の導入に努める。	緑の創出

#### 1-3 防災拠点の整備と防災・減災機能の強化

##### ① 公園緑地の防災機能の強化

○広域避難場所等防災拠点の整備	森ヶ丘公園や二ツ寺親水公園等の規模が大きな公園において、広域避難場所として活用できるよう防災機能の強化に努める。	緑の創出
○既設の公園緑地の防災機能の強化	既設の公園緑地への耐震性貯水槽や防災備蓄倉庫の設置等を推進し、防災機能の強化に努める。	緑の創出

##### ② グリーンインフラによる防災・減災機能の強化

○グリーンインフラを活用した雨水貯留浸透対策の推進	公園や広場等での雨水貯留機能の確保や、公共施設での保水性舗装等の導入を推進する。	緑の創出
---------------------------	--	------

##### ③ 安全安心な緑の都市づくり

○公園施設の更新・修繕	公園施設のパトロールや点検を定期的を実施し、計画的に施設の更新・修繕を実施する。	緑の管理
○植栽の適正管理	公園内の植栽や街路樹等を適切に管理するため、市と民間事業者による管理体制を構築する。	緑の管理



## 基本方針2 歴史と文化をささえる緑の都市づくり

### 2-1 歴史と文化で彩る魅力的な都市基盤の整備

#### ① 社寺林等の緑地の保全と活用

○史跡「甚目寺境内地」の保全	甚目寺境内地内の建物や樹木等を保全し、史跡「甚目寺境内地」の維持に努める。	緑の保全
○社寺林等の保全	社寺林の保全を促進するとともに、境内地は地域住民の憩い・ふれあいの場としての活用を図る。	緑の保全

#### ② 地域の歴史文化を学ぶ環境づくり

○歴史的資源や伝統文化の周知・PR	地域の歴史・文化に関するパンフレットの作成や市ホームページでの情報発信等を推進する。	緑の活用
○歴史的資源周辺的环境整備	歴史的資源等の解説板や案内板の整備や、周辺の緑化、美化を推進する。	緑の活用

#### ③ 歴史・文化を巡る道づくり

○歴史・文化拠点周辺の緑化促進	甚目寺観音や萱津神社の境内地内にある緑の保全や、周辺道路の沿道緑化を促進する。	緑の創出
○旧街道における歩行空間の整備	旧街道を散策路として利用できるよう、歩行空間の確保、及び沿道緑化を推進する。	緑の創出

### 2-2 地域の特性に応じた公園の整備・充実

#### ① 拠点となる公園緑地の充実

○広域的な交流拠点の整備(庄内川)	庄内川の河川敷は、清須市・大治町と連携して、潤いのある水辺環境の創出、親水空間の整備を推進する。	緑の創出
○拠点となる公園の再整備	森ヶ丘公園や二ツ寺親水公園は、市民ニーズを踏まえ、レクリエーション需要や防災機能の強化に対応した再整備を検討する。	緑の創出

#### ② 地域の身近な公園の整備推進

○街区公園等の整備	公園が不足する地域や今後市街化を検討する地域は、地域住民が身近に利用できる街区公園等の整備を検討する。	緑の創出
○密集市街地におけるオープンスペースの確保	密集市街地においては、空き家・空き地等の活用により、オープンスペースの確保を検討する。	緑の創出

#### ③ 地域の特性に応じた公園の再整備

○既設の街区公園等の再整備	既設の街区公園等で、施設の老朽化や管理が不十分な公園を中心に、地域の特性に応じた公園への再整備を図る。	緑の創出
○市民ニーズに対応した公園再生	既設の公園に関して地域住民の利用状況や市民ニーズを把握し、施設設置や植栽に市民意見等を盛り込んだ公園づくりを推進する。	緑の創出

### 2-3 市民ニーズに対応した緑の都市づくり

#### ① 都市構造に対応した緑化推進

○緑化重点地区の指定	既存市街地や新たに市街化を検討する地域では、緑化重点地区の指定を行い、重点的に緑化の推進、公園や広場等の創出を図る。	緑の創出
○市民緑地認定制度の活用	農地や未利用地となっている空き地については、市民緑地認定制度等を活用し、オープンスペースの維持、確保に努める。	緑の活用

#### ② グリーンインフラを活用した都市づくりの推進

○グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画の策定	グリーンインフラの目標や事業内容を定めた「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画」の策定を検討する。	緑の活用
○グリーンインフラの活用推進	事業計画に基づく公園緑地の整備や公共施設緑化等を推進する。	緑の活用
○雨水流出抑制対策の推進	河川や下水道への雨水流出量を低減するため、公園や歩道での保水性舗装や雨水貯留浸透施設等の整備を推進する。	緑の活用

### ③ 多様な市民ニーズへの対応

○地域住民の参画による公園整備	公園の計画段階から地域住民が参画して計画立案を行い、アイデアや意向を取り入れた地域で使いやすい公園整備を図る。	緑の活用
○インクルーシブパークの整備推進	従来のユニバーサルデザインに加え、障害の有無や、性別、年齢、言語の違いに関わりなく、各々がそれぞれの遊び方で楽しめるインクルーシブデザインを導入した公園整備を推進する。	緑の創出

## 基本方針3 地域と人をいかに持続可能な緑の都市づくり

### 3-1 地域の景観資源の保全・活用

#### ① シンボルとなる景観資源の保全・活用

○道路緑化の推進	都市の骨格を形成する幹線道路では、街路樹の植栽や更新等により、道路緑化を推進する。	緑の創出
○歴史的な景観資源の保全活用	甚目寺観音、萱津神社や旧街道沿道では、既存の樹木・樹林の保全に努め、良好な街並み景観の保全を図る。	緑の保全

#### ② 民有地緑化の促進

○開発指導要綱に基づく緑化指導	「あま市宅地開発等に関する指導要綱」の公園緑地の設置基準等に基づき、適正な宅地開発を誘導する。	緑の創出
○「あいち森と緑づくり事業」の活用	「あいち森と緑づくり事業」を活用し、接道部の生垣化や空き地への植栽等、民有地緑化を促進する。	緑の創出

#### ③ 公共施設・幹線道路の緑化推進

○公共施設・幹線道路の緑化推進	公共施設の再整備や都市計画道路の整備にあわせ、あま市の花「ゆり」やあま市の木「ハナミズキ」等の植栽による緑化を推進する。	緑の創出
○愛知県のアダプトプログラムの活用	「愛・道路パートナーシップ事業」等を活用し、緑の管理や美化活動等への市民参加を促進する。	緑の管理

### 3-2 市民や事業者との連携・協働の推進

#### ① 市民参加による公園緑地の利便性の向上

○利便性向上に資する協議会の設置	公園利用者の利便性向上を図るため、公園管理者と地域の関係者等が住民ニーズの共有や利用方法の協議等を行う協議会づくりを検討する。	緑の活用
------------------	---	------

#### ② 民間活力導入による公園の運営

○指定管理者制度やPark-PFIの導入	公園施設の設置・管理に関して、民間事業者を公募により選定する公募設置管理制度（Park-PFI）等の導入を検討する。	緑の管理
○協働によるドッグランの管理運営	市民団体等との協働によるドッグランの管理運営体制を構築する。	緑の管理
○各種制度に関する情報発信	市民団体等に対し、指定管理者制度や Park-PFI 等の情報提供を行うとともに、要望に応じて説明会等の実施を検討する。	緑の管理

#### ③ 地域活動団体の育成・支援

○「みどり法人」制度の活用	緑地整備と管理機能を有するNPO法人やまちづくり会社等の育成に努める。	緑の管理
○事業者のCSR活動との連携推進	事業者の都市緑化活動を促進するため、都市緑化活動への支援・表彰制度を検討する。	緑の管理

### 3-3 緑に関する情報発信と普及啓発

#### ① 緑に関する情報発信

○情報発信の充実	市ホームページや広報等を活用し、市内の緑化活動やイベントの情報発信とPRに努める。	緑の活用
----------	---	------

○緑化支援制度の周知・PR

県や市が行う緑化支援制度について、パンフレットの作成・配布等により周知・PRを行う。

緑の活用

### ② 緑に関する普及啓発

○植樹祭等緑化イベントの開催

植樹祭等のイベントを開催し、市民の緑化意識の高揚と啓発に努める。

緑の活用

○ガーデニング等の講習会の開催

ガーデニングや家庭菜園等の講習会を開催し、市民の緑化活動を支援する。

緑の活用

### ③ 環境学習や啓発活動の充実

○子どもたちへの環境学習の推進

小中学校での環境学習に対し、資料の提供や講師の紹介等を行い、環境学習の充実に努める。

緑の活用

○生涯学習による啓発活動の充実

自然環境保全や地球温暖化対策に関する生涯学習講座を企画し、市民意識の啓発を図る。

緑の活用

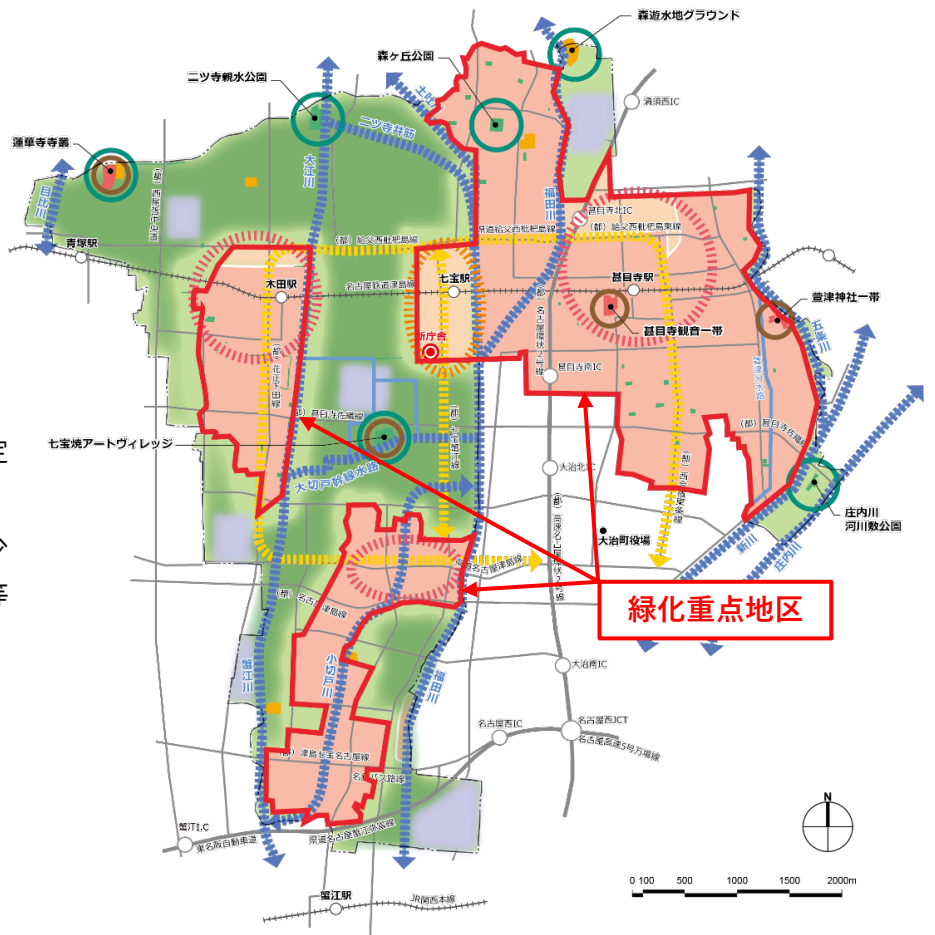
## <重点的な緑地の保全及び緑化を推進する地区（緑化重点地区）>

本計画における緑の将来像の実現に向けて、長期的な視点に立ち、市民緑地制度等、法改正による新たな制度への対応にも考慮して、以下の4つの視点から、市街地ゾーン、市街地検討ゾーンを緑化重点地区として設定します。

#### <設定要件>

- ① 鉄道駅や庁舎等、市のシンボルとなる地区
- ② 市街化区域や市街化検討ゾーン等、緑化の必要性が高い地区
- ③ 駅周辺等の商業・観光交流となる地区
- ④ 緑化の推進に関し住民意識が高い地区

緑化重点地区においては、市民緑地認定制度を活用したオープンスペースの確保、新市街地整備に合わせた公園整備、緑が少ない地域での公共施設緑化、民有地緑化等を重点的に推進します。



緑化重点地区

#### 凡例

- |  |                |  |         |  |               |
|--|----------------|--|---------|--|---------------|
|  | グリーンベルト（農地の保全） |  | 街なか居住拠点 |  | 市街地ゾーン        |
|  | 親水環境軸（水の軸）     |  | 防災・交流拠点 |  | 市街化検討ゾーン      |
|  | 生活交流軸（道の軸）     |  | 主な公園緑地  |  | 農住・自然ゾーン      |
|  | 緑の拠点           |  | 公共施設緑地  |  | 既存工業地・産業誘導候補地 |
|  | 歴史・文化拠点        |  | 寺社境内地   |  | 主な水路          |
|  |                |  | 緑化重点地区  |  |               |

緑化重点地区



あま市



令和4年3月